- 1. 件 名: 新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(東海第二(434))
- 2. 日 時: 平成29年10月16日 14時30分~15時50分
- 3. 場 所:原子力規制庁 8階A会議室
- 4. 出席者

原子力規制庁:

(新基準適合性審査チーム)

津金管理官補佐、宮本管理官補佐、角谷安全審査官、田尻安全審査官、土野 技術参与

(火災対策室)

三浦室長、坂中室長補佐、日野原子力規制専門員

(システム安全研究部門)

笠原技術参与

事業者:

日本原子力発電株式会社:発電管理室 副室長(他9名)

5. 要旨

日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち 「第8条火災による損傷の防止」及び「第41条火災による損傷の防止」につい て説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 常設代替高圧電源装置置場の配管室における非常用ディーゼル発電機用燃料移送 配管の系統分離については、火災の発生防止の観点からではなく、「実用発電用原 子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」の「2.3 火災の影響軽減」に 示されている影響軽減対策と同等以上の対策を講じる方針であることを説明する こと。
- 緊急時対策所の1階と2階については、災害対策本部までのアクセスルートの考え 方(複数ルートを確保)が示されているが、3階の通路部及び4階のエアロック室 について、どのような位置付けとしているのか整理して説明すること。
- 緊急時対策所の軽油タンク室A及びBについて、参考資料の「緊急時対策所の機能と火災防護」に記載がないため追記すること。
- 緊急時対策所の軽油タンク室A(又はB)と緊急時対策所の発電機A(又はB)を結 ぶエリアについてはどのような火災区域あるいは火災区画となっているのか説明 すること。

6. その他

提出資料:

・東海第二発電所 火災による損傷防止 (審査会合コメント回答)

- ・東海第二発電所 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表 (DB 8条火災 による損傷の防止について)
- ・東海第二発電所 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表 (火災による 損傷の防止 (41条))